



東上総教育事務所ソポルマーク

〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp
第1号

平成29年5月11日(木)発行

「子どもたちに未来を生き抜く力を」

新学期のスタートから、1か月が経ち、車窓から眺める水田にもあたり一面に小さな苗が植えられました。小学校では、運動会に向けて、中学校では修学旅行や校外学習の準備など、充実した教育活動が展開されていることと思います。

教育事務所では、過日の管内校長会議を終えて、本格的に業務がスタートしました。いよいよ学校訪問も始まります。子どもたちの元気な笑顔や一所懸命な姿に出会えることを楽しみにしています。学校の様子などを見せいただき、市町村(組合)教育委員会との連携のもと、各学校を全力で支援してまいります。

また、昨年度末に新学習指導要領が告示されました。ここでは「生きる力」を育むという基本的な考え方に変わりはないものの、子どもたちが未来の創り手になるための資質・能力を今まで以上に確実に育成することが求められています。キーワードとなる「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善などがこれからの課題となっていきますが、教育事務所においても様々な情報を整理し提供するとともに、共に汗をかいてまいりたいと考えています。

「不易と流行」という言葉があります。「不易」の部分であるこれまで培われたものや教育の原点を大切にしながら、新学習指導要領に示された新たな教育課題の達成に向けて努力してまいります。

「すべては子どもたちのために」を基本に、教育事務所は「学校の応援団」との思いを胸に、これからの未来を生き抜くことのできる子どもたちを育てるために取組を進めてまいります。

所長 吉田 洋一

平成29年度の東上総教育事務所の重点目標を以下のとおり設定しました。

「すべては子どもたちのために」

人材育成と信頼される学校づくり

- (1) 教育現場を重視した質と教育力の高い信頼される教職員の育成
- (2) 教職員のモラルアップと不祥事の根絶
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進



「生きる力」の育成

- (1) 学校経営・教育課程
- (2) 研究と修養
- (3) 学力向上
- (4) 道徳教育
- (5) グローバル化に対応した教育
- (6) 生徒指導
- (7) 特別支援教育
- (8) 体育・健康・安全教育
- (9) キャリア教育
- (10) 社会教育



「適正・正確な事務処理の推進」

- (1) 給与等の適正な執行
- (2) 研修の充実
- (3) 学校事務の共同実施の充実



総務課から

児童手当・平成29年度初任者等事務職員研修会について

○児童手当について

児童手当の認定を受けた後、引き続き受給するためには、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、御注意ください。

また、お子さんの出生や人事異動等で転入したとき、住所や氏名に変更があったときには、速やかに申請をお願いします。

○【平成29年度初任等事務職員研修会】を開催しました

4月13日(木)に、東上総教育事務所総務課職員を講師に、第1回初任等事務職員研修会を開催しました。平成27年度以降に採用された事務職員(臨任事務職員を含む)及び市町村教育委員会担当者、計20名が参加し、熱心に受講されました。通勤・扶養・住居の3手当に加え、給与についての説明等を行いました。今年度はこの後4回実施し、さらに事務職員の資質向上を図ってまいります。

管理課から

教員免許更新制に係る受講・申請について

※詳細は、千葉県教育委員会ホームページで確認！

旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）所持者で、平成29年度末35、45、55歳になる方（第8グループ）は、「修了確認」「免除」「延期」のいずれかの申請を必ず行ってください。

「栄養教諭免許状」所持者は、修了確認期限が免許状を授与された日によって異なりますので、確認をお願いします。

申請をしない場合は、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。申請手続きの事務所で、予備締め切りを10月6日としますので、夏季休業中に更新講習の受講を済ませる等、可能な限りこの日までに申請手続きを行うようお願いします。

なお、教育事務所で申請手続きの**最終締め切りを12月22日**とします。早めの申請をお願いします。

○ 臨任講師や非常勤講師についても教員免許更新制の対象になります。

○ 育休・療休・看休・休職中であっても期限までに必ず申請してください。

○ 「旧免許状」所持者は、修了確認期限が生年月日で割り振られています。御確認ください。



○ 「新免許状」と「栄養教諭免許状」所持者は、免許状の有効期限が発行日から10年です。それぞれの有効期限を御確認ください。

○ 「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。

教員免許更新制 保有者情報整備について

「保有者情報整備」は、教員一人一人が有する教員免許状のデータと人をくくり付け、免許状の有効期限を記載した帳票を配付できる体制を構築するものです。

そのための所有免許状調査が、5月中旬以降に全国統一で実施される予定です。各学校においては、先生方の所有免許状情報の登録準備を進めていただくよう、お願いします。

指導室から

東上総教育事務所教育相談室 相談業務について

お子様のことで、心配なこと、困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう！



東上総教育事務所教育相談室 ～電話相談・来所相談～

- 場 所 東上総教育事務所内 教育相談室（1階）
〒297-0024 茂原市八千代2-10
- 電話番号 **0475-23-4460（相談専用）**
- 相談日時 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
午前9時～午後5時
- 相談対象 園児（幼・保）、小・中学生、高校生、保護者及び教職員
- 相談内容
 - ・不登校やいじめに関すること
 - ・学校に関すること
 - ・発達に関すること
 - ・家庭で困っていること
 - ・集団不適應に関すること
- 相談方法 電話相談、来所相談
- 手続方法 学校から直接、保護者から直接、児童生徒からも可能です。
※面談は、予約制で行っています。来所を希望される方は、はじめに電話で予約を！
尚、お電話での御相談はそのままお話しください。

気軽に御相談ください！

